

# [家庭向けUSEN 集合住宅管理組合・管理会社向けパートナー制度規約]

株式会社U S E N

## 第1条（用語の定義）

家庭向けUSEN 集合住宅管理組合・管理会社向けパートナー制度規約（以下「本規約」といいます。）において使用する用語は、それぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
① 本業務	第6条に定める対象商品をパートナーの組合員または顧客（以下、単に「顧客」といいます。）へ積極的に推奨し、株式会社U S E N（以下「当社」といいます。）にその顧客を紹介する業務
② 本制度	パートナーの本業務履行の結果に対し、本規約およびパートナー登録に定める条件達成に伴い、当社がパートナーに対して、パートナー手数料を支払う制度
③ パートナー登録	本規約の適用を受ける当社とパートナーとの間の本制度履行に係る登録
④ パートナー申込者	パートナー登録の申込みをする日本国内に所在する集合住宅管理組合または管理会社
⑤ パートナー	パートナー申込者のうち、パートナー登録が成立した者
⑥ パートナー制度登録申込書	パートナー申込者が当社にパートナー登録の登録申込みをする際に用いる当社所定の書面
⑦ パートナーコード	パートナーへ発番される当社のパートナー管理番号
⑧ B G M	当社の音楽放送サービス
⑨ パートナー手数料	パートナーの本業務履行の対価として、当社がパートナーへ支払う手数料

## 第2条（本規約の適用）

- 当社は、本規約を定め、本規約およびパートナー登録に従い、本制度を提供します。
- 本規約に定めるほか、別途規定がある場合、当該規定が本規約の定めより優先して適用されるものとします。
- 当社は、本規約を適宜、任意に改定します。この場合、当社は、当社ホームページ上にて、これをパートナーに告知するものとし、パートナーは、改定日以降、変更後の規約の適用を受けるものとします。

## 第3条（本規約の目的）

本規約は、本業務に関する基本合意事項と諸条件を明らかにし、当社とパートナー間の本業務が円滑に執り行えることを目的とします。

## 第4条（登録）

- パートナー申込者は、「パートナー制度登録申込書」に必要事項を記入した上で、当社に本制度の申込を行うものとします。
- パートナー登録は、前項の定めに従い自署または記名、並びに押印をした「パートナー制度登録申込書」を当社に提出し、当社が承諾の上パートナーコードが発番され、当該「パートナー制度登録申込書」に記載された申込日をもって本制度への登録が成立されるものとします。
- パートナーは、パートナー登録の解除を希望する場合は、解約希望日の属する月の前月末日までに当社に当社所定の書面を提出することによりパートナー登録を解除できるものとします。
- 本制度はUSEN一括加入を解約した集合住宅の管理組合、管理会社向けの制度です。個人、個人事業主、対象の集合住宅の居住者によるパートナー登録はできません。

## 第5条（パートナーの取扱う個人情報について）

パートナーは、顧客の情報を当社に紹介するときは、事前に顧客の承諾を得た上で当社に紹介するものとします。なお、パートナーは、第10条および第11条の定めに則り顧客の情報を取り扱わなければならないものとします。

## 第6条（対象商品）

対象商品は「家庭向け有料音楽放送サービス約款」に定めるUSEN Homeのサービスです。

## 第7条（パートナー手数料）

- 当社は、パートナー手数料について、下表通り定めるものとします。

対象	商品・サービス	単位	パートナー手数料
家庭向け	家庭向け音楽放送サービス	契約	10,000円（消費税別）

消費税等別

## 2. 手数料の支払条件

パートナーによる顧客の紹介案件が成約され、紹介案件が完成または納品、役務提供が開始されたことを当社が確認後、当社はパートナーに対し、当該確認日の属する月の翌月末日に振込みにてパートナーが指定する金融機関の口座へパートナー手数料を支払います。支払い条件に関しては支払い月のパートナー制度規約に準じます。  
なお、振込みに掛かる手数料は当社で負担いたします。また、支払日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とします。

## 第8条（その他）

- ・ パートナーは、本規約による権利義務について、当社の書面による承諾無く第三者に譲渡することはできません。
- ・ 当社は、パートナーが本規約若しくは関係諸法令に違反した場合は、登録を解除することができるものとします。
- ・ 当社は、パートナーが営業又は資産の状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるときは、登録を解除することができるものとします。
- ・ 前二項の場合、パートナーは直ちに本規約に基づく活動を停止するものとします。
- ・ 前項またはパートナーの責に帰すべき事由により、当社若しくは顧客に損害を与えたときは、パートナーはその損害を賠償するものとします。
- ・ パートナーは、本規約ならびに関係諸法令を遵守するほか、本規約に定めのない事項については、双方ともに誠意を以って善処するものとします。
- ・ パートナーの紹介に必要な書類等は、原則として当社が提供するものとします。
- ・ パートナーが紹介した顧客が、(i) 他のパートナーまたは、パートナー以外の当社の代理店からの紹介と重なる場合、または (ii) 既に対象商品に係る当社との契約がある場合、には、パートナー手数料の対象外とします。
- ・ パートナー登録成立後、1年間のうちに、パートナーからの紹介により成約となる案件が無い場合、パートナーの資格が失効するものとします。
- ・ 手数料及び販売奨励金が源泉徴収の対象となる所得であるパートナー様に対しては、源泉徴収後の手数料を支払います。
- ・ 弊社が紹介いただいた先が、登録パートナーと資本関係及び関連会社と判断した場合、紹介手数料支払いを停止いたします。
- ・ インボイス登録番号の弊社共有がない場合、支払金額から消費税を除外させていただきます。

## 第9条（当社の商標などの使用）

1. パートナーは、本業務を遂行するうえで、当社の商号や商標（対象商品によっては第三者の商号、商標を含む）を使用する場合、当社が提供もしくは指示をする説明、マニュアルなどに従い、これを本業務の目的の範囲内においてのみ適切に使用するものとします。※最低紹介数などの規定有
2. 当社は、パートナーが前項に従い当社の商号や商標を使用する限りにおいて、その使用の対価を無償とするものとする。
3. 当社の許諾なく商号や商標の使用が確認できた場合、それによって生じた費用の請求をおこなうものとする。

## 第10条（個人情報の保護）

1. パートナーは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を理解し、これを遵守するものとし、顧客の情報は当該法律における個人情報となることを認識するものとします。
2. パートナーは、本業務を遂行するうえで、当社に紹介した顧客の個人情報が当社の重要な情報であることを認識し、当社の指示に従い本業務の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示、漏洩してはなりません。
3. パートナーは、当社の書面による承諾なくして、当社に紹介した顧客の個人情報を複写、複製、データベース化などしてはならないものとします。また、当社より当該顧客の個人情報の利用方法、および当該顧客の個人情報の全部または一部を消去、変更、返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じなければなりません。

## 第11条（守秘義務）

1. パートナーは、本業務に基づき知り得た当社の営業上の秘密情報ならびに技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報、顧客の営業上の秘密情報ならびに個人情報など（以下「秘密情報」といいます。）を秘密に保持し、第三者に開示、若しくは漏洩し、あるいは、本業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
2. パートナーは、当社より秘密情報を含む資料、設計書、各種媒体ならびに機材などを貸与または提供を受けた場合、当該資料、設計書、媒体ならびに機材などを善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならないものとします。
3. パートナーは、前二項の規定に関わらず、次の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。
  - (1) 開示を受ける際に、すでに自ら所有しましたは第三者から入手していたことを立証できる情報
  - (2) 開示を受ける際に、すでに公知公用であった情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となった情報
  - (4) 自らが独自に創作した情報

## 第12条（反社会的勢力排除に関する表明）

1. パートナーは、パートナー登録時および当該登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. パートナーが次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくパートナー登録を解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力団行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当したパートナーは、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めるることはできないものとします。

## 第13条（合意管轄裁判所）

パートナーおよび当社は、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上

改定日：2025年11月1日